振り込め詐欺被害に遭われた方へのお知らせ

平成 20 年 6 月 21 日から「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律」）が施行されました。 この法律により、犯罪利用口座を凍結し資金流出を防ぐことができた場合に、その残高を被害にあわれたお客さまに分配することになりました。つきましては、分配までの手続き等について以下のページでご確認ください。

https://www.jabank.org/attention/furikomesagi/kyusaihou/

なお、被害回復分配金の支払申請期間内に被害回復分配金の支払いを受ける場合は「被害回復分配金支払申請書」と次の添付書類の提出が必要です。

・被害回復分配金支払申請書

■個人にかかる本人確認書類

運転免許証（写）、マイナンバーカード表面（写）、健康保険被保険者証等各種保険証（写）、国民年金手帳等各種手帳（写）など本人特定事項が確認できるもの。

■申請人が法人等であるときは、法人等にかかる本人確認書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書など本人特定事項が確認できるもの。

■申請人（申請人が対象被害者の一般承継人である場合にあっては、その被承継人）が対象被害者であることの基礎となる事実および対象犯罪行為により失われた財産の価格を疎明するに足りる資料。

疎明するに足りる資料	振込依頼書顧客控え
	振込日・振込金額・振込先口座番号を確認することができる振り込め詐欺の請求書や請求メールのコピーなど振込の原因となる書類

また、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金の申請をされた方は、支払該当者が決定した後、「決定表」を閲覧することが可能です。当組合では、事前のお申込みの後、閲覧することが可能です。

・振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金「決定表」閲覧のご案内

・決定表閲覧請求書